

税理士 郭 曙光

【問】

当社は、中国視察の際に、現地で甲氏に通訳を含めたコーディネートを依頼しました。甲氏は日本人ですが、2年前から中国の大学に留学しています。

この場合、当社（日本）から甲氏に対して支払うコーディネータ料に関する日本の源泉所得税や消費税はどのような取扱いとなるのでしょうか。

【回答（要旨）】

1 所得税法上の取扱い

2年前から中国の大学に留学していることから、甲氏は日本の非居住者に該当すると推定されます。非居住者に対しては、日本の国内源泉所得にのみ所得税が課税されることとなります。

甲氏が行った通訳等のコーディネータ料は、現地（中国）で行われていることから、日本の国内源泉所得には該当しません。

このため、貴社が甲氏に対して支払うコーディネータ料については、日本の所得税の源泉徴収をする必要はありません。

（1）甲氏が日本の居住者に該当するか否か

日本の所得税法は、日本における住所又は居所の有無に基づいて、個人の納税義務者を「居住者」と「非居住者」に区分しています。

居住者については、日本の国内及び国外で生じたすべての所得に対して課税されますが、非居住者については、日本の国内源泉所得に対してのみ課税されます（所法2①三・五、7①）。

このため、所得税法上は、居住者と非居住者の区分が課税所得の範囲を決める重要なポイントとなります。

国の内外にわたって居住する場所が異動する者の住所が日本国内にあるかどうかの判定に関しては、次のとおり、所得税法施行令15条1項（国内に住所を有しない者と推定する場合）において推定規定が設けられています。

国外に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

- 一 その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
- 二 (省略)

この推定規定は、職業に従事する者に関する規定となっておりますが、学術、技芸の習得のために国外に居住することとなった者についても、同様の取扱いとなります。

所得税基本通達3-2（学術、技芸を習得する者の住所の判定）では、次のとおりとされています。

学術、技芸の習得のため国内又は国外に居住することとなった者の住所が国内又は国外のいずれにあるかは、その習得のために居住する期間その居住する地に職業を有するものとして、令第14条第1項《国内に住所を有する者と推定する場合》又は第15条第1項《国内に住所を有しない者と推定する場合》の規定により推定するものとする。

また、継続して1年以上であるかどうかについては、所得税基本通達3-3（国内に居住することとなった者等の住所の推定）において、次のとおりとされています。

国内又は国外において事業を営み若しくは職業に従事するため国内又は国外に居住することとなった者は、その地における在留期間が契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかであると認められる場合を除き、それぞれ令第14条第1項第1号又は第15条第1項第1号の規定に該当するものとする。

すなわち、職業に従事するため、又は、学術、技芸の習得のために国外に居住することとなった者については、国外における在留期間が契約等によってあらかじめ1年未満であることが明らかな場合を除き、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合に該当するものとされて、日本国内に住所を有しない非居住者となると推定されます。

ご質問の場合は、甲氏が2年前から中国の大学に留学していることから、甲氏は日本の非居住者に区分されることになります。

（2）コーディネート料が日本の国内源泉所得に該当するか否か

非居住者が日本で課税を受ける所得は、日本の国内源泉所得に限られます。国内源泉所得について、所得税法161条（国内源泉所得）においては、次のように規定しています。

この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。
一・一の二・一の三 (省略)

二 国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価
三～十二 (省略)

甲氏が行った通訳等のコーディネート（人的役務の提供）は、日本ではなく、現地（中国）で行われているため、上記の所得税法161条2号に掲げられている日本の国内源泉所得には該当しません。

ご質問の場合には、甲氏は日本の非居住者に区分され、また、コーディネート料は日本の国内源泉所得に該当しないことから、日本で所得税の課税を受けることとはなりません。よって、貴社は甲氏より所得税の源泉徴収を行う必要はありません。

2 消費税法上の取扱い

ご質問のコーディネート料に関しては、役務の提供が行われた場所が現地（中国）であるため、消費税法上、国外取引に該当し、消費税の課税対象とはなりません。

消費税法4条1項（課税の対象）においては、次のように規定されています。

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

また、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定について、消費税法4条3項では、次のとおりとされています。

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

一 (省略)

二 役務の提供である場合 当該役務の提供が行われた場所（当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

上記のとおり、役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に関しては、その役務の提供地によって判定するものとされています。

ご質問の場合は、甲氏が行ったコーディネートという役務提供が現地（中国）で行われているため、貴社が甲氏に支払ったコーディネート料は、この消費税法4条1項の規定に該当せず、日本の消費税の課税対象外となります。